

平成21年 7 月 27日

本校教員に対する懲戒処分について

都城工業高等専門学校は、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

記

1. 処分年月日 平成21年7月27日（月）

2. 被処分者 教授（50歳代・男性）

3. 処分の内容 戒告

4. 処分の理由

兼業（他校での非常勤講師）に従事する場合は、事前に校長の許可を得て行う必要があると認識していたにもかかわらず、平成17年度から現在に至るまで、兼業の一部において、許可を得ず、勤務時間内に無届けのまま従事していた。

この行為は、職務上の義務を怠った上、本校の運営上の秩序を乱したこととなり、このことは、学生を教育・指導する重要な立場の教員としてふさわしくない行為であり、本校並びに国立高等専門学校機構の名誉及び信用を著しく傷つけたため。

〔無届けでの従事状況〕

期 間	回 数	時 間 数
平成17年度～平成21年度	95回	255時間

5. 校長コメント

本校の教員に対して懲戒処分を行うに至ったことは、誠に遺憾であり、関係各位へ多大なるご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

今後は、全ての教職員に対し服務意識のさらなる向上を図り、本校の信用回復に努める所存でございます。

都城工業高等専門学校長

三 村 洋 史

本件問い合わせ先

都城工業高等専門学校

総務課長 渡名喜 一夫

電話 0986-47-1117